

野菜価格安定対策事業

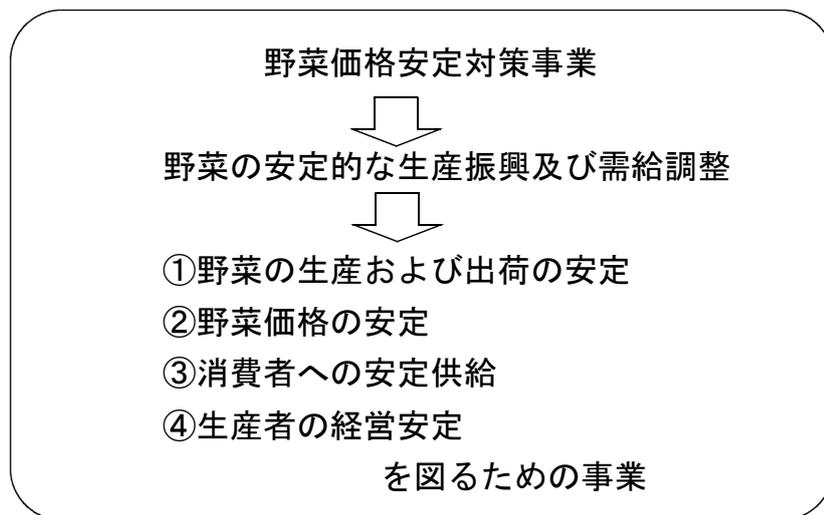
1 野菜価格安定対策事業について

野菜は、天候等の影響を受け、短期間に価格が大きく変動するという特性をもち、その需給や価格の動向は、生産・消費の双方に大きな影響を及ぼします。

そのため、野菜の生産・出荷の安定を図り、県民の消費生活の安定に資することを目的として、野菜価格安定対策事業を行っています。

この事業は、計画的な野菜の生産と共販体制に基づく安定出荷の推進を図るため、指定された市場に出荷した野菜の価格が、一定の保証基準価格を下回った場合、その価格差に対し、生産者に対し補給金を交付する事業です。

その結果、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、野菜の安定的な生産振興及び需給調整を行い、野菜の生産と価格の安定を図ることを目的としています。



2 野菜価格安定対策事業の概要

(1) 沖縄県で実施している3事業

- ①指定野菜価格安定対策事業（国庫・関連法令：野菜生産出荷安定法）
- ②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（国庫・関連法令：野菜生産出荷安定法）
- ③重要野菜価格安定対策事業（県単独事業）

(2) 事業の対象になる野菜や対象産地

①指定野菜価格安定対策事業

県内対象野菜	冬にんじん、春夏にんじん、冬レタス、春レタス、冬春トマト、冬春ピーマン
対象産地の要件	①作付面積：葉茎菜類、根菜類 20ha 以上(複合産地 16ha) 果菜類 夏秋期 12ha 以上(複合産地 10ha) 冬春期 8ha 以上(複合産地 6ha) ②共同出荷率：2/3 以上
野菜指定産地	指定野菜の生産、出荷の近代化を計画的に進め、その価格の安定を図るため、指定野菜の集団産地として育成していく必要があると認められる産地を「野菜指定産地」として農林水産大臣が都道府県知事の申出を受けて指定する。
県内の対象指定産地	にんじん(うるま市津堅、糸満市喜屋武) レタス(本島南部：糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町) トマト(豊見城市饒波) ピーマン(南城市のうち旧玉城村区域、八重瀬町のうち旧具志頭村区域)

②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

県内対象野菜	にがうり、オクラ
対象産地の要件	①作付面積：おおむね 5ha 以上 ②共同出荷率：2/3 以上
県内の対象市町村	にがうり(名護市、うるま市、糸満市、南城市、南風原町、久米島町) オクラ(うるま市、糸満市、八重瀬町、南城市、宮古島市、

③重要野菜価格安定対策事業

対象野菜	【県外出荷品目 7 品目】すいか、さやいんげん、とうがん、かぼちゃ、スイートコーン、さといも、ゴーヤー 【県内出荷 9 品目】キャベツ、きゅうり、トマト、なす、へちま、とうがん、ばれいしょ、島にんじん、島らっきょう
対象産地の要件	作付面積：露地おおむね 5ha 以上、施設おおむね 3ha

※ほかに事業、品目ごとに対象市場、対象出荷期間が定められています。

野菜価格安定対策事業のQ&A

Q 1 野菜の価格はどのように決まりますか。

野菜の価格は、基本的に需要と供給の関係から決まります。

具体的に、卸売市場の場合、農協等の出荷団体、産地仲買業者及び生産者個人から販売の委託を受けた卸売業者と、市場開設者の承認を受けた仲卸業者及び売買参加者（一般小売商、チェーンストア、大型小売店、加工業者等で開設者の承認を受けたもの）との間において、せり売り、相対売りにより販売価格が決定されます、

一般的に野菜の量が多いと安くなり、量が少ないと高くなる傾向があります。

なお、小売価格は、卸売価格に流通経費、卸売業者及び小売業者のマージンが付加された額になります。

Q 2 野菜の価格はよく乱高下しますが、その原因は何ですか。

野菜は、鮮度が要求される一方で、その貯蔵が困難な食料です。

特に、日常の食生活に欠くことのできない必需品であることから、消費を大きく減らすことが困難なため、価格が上がっても消費量は変わらないという特性があります。

また、台風や長雨等の天候により作柄が変動しやすく、品目の転換が容易であることから、作付面積の変動が生じやすいこと等が要因となり、生産量が著しく増減するという特性もあります。

これらの事態が相互に繰り返されることによって、需要量に対して供給量の著しい過不足が生じ、価格が乱高下する原因となっています。

Q 3 インターネットで販売している野菜も対象になりますか。

一般に、インターネット等、市場を介さず販売されている野菜については、生産者側で価格を設定しています。

価格安定対策事業では、市場に出荷された野菜が対象となるため、インターネット等で販売されている野菜は対象となりません。

価格安定対策事業の目的の一つに需給調整が挙げられます。市場に出荷される野菜の供給量を見通すため、価格安定対策事業の対象となっている野菜は、供給計画をたて、それに基づき計画的な生産を行う必要があります。

Q 4 野菜の価格が低落した場合、生産者に補給金が交付されますが、高騰時対策はないのですか。

野菜の価格安定対策事業は、計画的な野菜の生産と共販体制に基づく安定出荷の推進を図る事業で、価格が低落した場合に、生産者側に補給金を交付することにより、生産者がその生産が継続できるよう、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和するための事業です。

野菜の価格高騰は、台風や長雨、干ばつなどの気象条件によって、市場に出荷される野菜の量が減少した場合などによくおこるように、天候等の影響が大きく、数ヶ月前から計画的な生産を行う必要がある生産者側には、あらかじめ予測することは難しい状況です。

県では、台風等に強い施設の整備を進める等、他の推進事業とともに、野菜の安定供給を図ることによって、価格の高騰を防ぐことに努めています。

Q 5 島にんじんは価格安定対策事業の対象になりますか。

平成 20 年度から重要野菜価格安定対策事業の県内出荷野菜に島にんじんと島らっきょうを追加し、島野菜の生産拡大を図っているところです。